

小規模多機能型居宅介護事業 利用料金

※利用料金は、「通い」「訪問」「宿泊」全ての介護費用を含んだ1ヶ月単位の定額料金です。  
 ※下記の料金に対して利用者の「介護保険負担割合証」に記載されている割合が自己負担分となります。  
 ※1単位を10円で換算します。

(単価：円)

区分	同一建物居住者以外の者			同一建物居住者			
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
小規模多機能型居宅介護費 (1ヶ月)	要支援1	3,450	6,900	10,350	3,109	6,218	9,327
	要支援2	6,972	13,944	20,916	6,281	12,562	18,843
	要介護1	10,458	20,916	31,374	9,423	18,846	28,269
	要介護2	15,370	30,740	46,110	13,849	27,698	41,547
	要介護3	22,359	44,718	67,077	20,144	40,288	60,432
	要介護4	24,677	49,354	74,031	22,233	44,466	66,699
	要介護5	27,209	54,418	81,627	24,516	49,032	73,548

(単位：円)

区分	1割	2割	3割	介護支援専門員が緊急に利用することについて必要であると認められた方は、開始日より7日間(家族等の事情によりやむを得ない場合は14日間)を限度とし、短期利用が可能です。	
	1割	2割	3割		
短期利用居宅介護費 (1日)	要支援1	424	848		1,272
	要支援2	531	1,062		1,593
	要介護1	572	1,144		1,716
	要介護2	640	1,280		1,920
	要介護3	709	1,418		2,127
	要介護4	777	1,554		2,331
	要介護5	843	1,686	2,529	

○加算料金

(単価：円)

加算項目	加算対象者			算定単位	1割	2割	3割	
	要介護	要支援	短期利用					
初期加算	○	○		／日	30	60	90	入所後30日間に加算。30日を超える病院への入院後に当事業所の利用を再び開始した場合も同様に加算。
認知症加算(Ⅰ)	○			／月	920	1,840	2,760	認知症ケアに関する人員配置や研修・指導等の取り組み、また認知症の程度に応じて算定。
認知症加算(Ⅱ)				／月	890	1,780	2,670	
認知症加算(Ⅲ)				／月	760	1,520	2,280	
認知症加算(Ⅳ)				／月	460	920	1,380	
認知症行動・心理症状緊急対応加算			○	／日	200	400	600	認知症の行動・心理症状が認められ医師の指示のもと緊急に利用する場合。(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算(要介護)	○			／月	800	1,600	2,400	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決めサービスを提供。
若年性認知症利用者受入加算(要支援)		○		／月	450	900	1,350	
看護職員配置加算(Ⅰ)	○			／月	900	1,800	2,700	看護職員の配置状況により、いずれかを算定。
看護職員配置加算(Ⅱ)				／月	700	1,400	2,100	
看護職員配置加算(Ⅲ)				／月	480	960	1,440	
看取り連携体制加算	○			／日	64	128	192	亡くなった日から起算し、30日を上限として当事業所にてサービスを提供した日数に応じて算定。
訪問体制強化加算	○			／月	1,000	2,000	3,000	厚生労働省が定める訪問回数を上回った場合に算定。
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	○	○		／月	1,200	2,400	3,600	厚生労働省が定める地域や他事業所等との連携や取り組み等を実施した場合。
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)				／月	800	1,600	2,400	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	○	○	○	／月	100	200	300	医師、理学療法士等と介護支援専門員が身体状況を評価し、助言に基づき生活機能向上を目的に介護計画を作成、実施した場合。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)				／月	200	400	600	医師、理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、介護支援専門員と身体状況等の評価を共同で行う。(Ⅰ)の要件を満たしている。
口腔・栄養スクリーニング加算	○	○		／回	20	40	60	口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、ケアマネジメントを行った場合に6月に1回を限度として算定。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	○	○		／月	40	80	120	ADL、栄養、口腔、嚥下、認知症のデータを国に提出しフィードバックを受けケアの質の向上の取組を評価する。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	○	○	○	／月	100	200	300	(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の取組による成果が確認されている。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)				／月	10	20	30	見守り機器等のテクノロジーを導入し安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減改善活動を継続的に行っている。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	○	○		／月	750	1,500	2,250	介護福祉士を70%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				／月	640	1,280	1,920	介護福祉士を50%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				／月	350	700	1,050	介護福祉士を40%以上配置又は勤続7年以上の介護福祉士が30%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	○		○	／日	25	50	75	介護福祉士を70%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				／日	21	42	63	介護福祉士を50%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				／日	12	24	36	介護福祉士を40%以上配置又は勤続7年以上の介護福祉士が30%以上
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	○	○	○	(基本サービス費+各種加算)の14.9%			介護職員の処遇を改善	
中山間地域等における小規模事業所加算	○	○	○	(基本サービス費+各種加算)の1.0%			厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービスを提供した場合。	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	○	○		(基本サービス費+各種加算)の0.5%			通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者にサービスを提供した場合。	

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(加算利用料に係る経過措置)

- ・「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「訪問体制強化加算」「総合マネジメント体制強化加算」「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- ・(同一建物居住者)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、(同一建物居住者以外の者)の単位数を算入
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。